

Hiroyuki Sakazaki (坂崎 宏幸)

カウンセラー

+81 3 3500 3780

Hiroyuki.Sakazaki@withersjapan.com

坂崎宏幸は、不動産チームのカウンセラーです。

不動産ファイナンスを中心とする不動産取引を専門分野とし、受賞歴のある取引についてアレन्ジャー、レンダー、アドバイザー及び投資家を代理した経験を有しています。

また、貸付人及び借入人側の双方を代理して、コーポレートファイナンス、プロジェクトファイナンス、買収ファイナンス (LBO)、ABL等の様々な金融取引に関与した経験を有しています。

ウィザーズ入所前は、金川国際法律事務所のカウンセラーとして勤務していました。また、大手の米国法律事務所のロンドンオフィスで外国法アドバイザーを務めました。ロンドン移転前は、約10年にわたり日本の最大手法律事務所の一つであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所でも勤務しました。また、ベトナムのホーチミンシティの現地法律事務所への出向経験を有し、多くの日本及び東南アジア企業、投資家及びデベロッパーをサポートした経験があります。

経歴

東京中心部の大手町エリアにおける大規模商業ビルの開発案件において、30社超の金融機関が参加したコンストラクションローン(ノンリコース)のアレन्ジャーを務めた日本の開発銀行を代理しました。当該取引におけるコンストラクションローンの総額は、2000億円を超えており、日本最大規模となりました。

東京中心部の丸の内エリアにおける大規模ビルを裏付資産とする担保付社債信託法に基づき発行された担保付特定社債を購入したドイツの金融会社を代理しました。当該取引は、ストラクチャーの新規性もあり、Asian Legal Businessの「The Real Estate Deal of the Year in 2010」を受賞しました。

香港の投資ファンドが500億円超の居住用建物ポートフォリオ購入を行うに当たり、同ファンドが運営する特定目的会社に同時に8件の融資を行うとともに、8つの特定目的会社が発行した社債の引き受けを行い、リパッケージ商品として、他の投資家向けに当該融資及び特定社債を裏付とする信託受益権を販売した日本の開発銀行を代理しました。

東京ディズニーリゾートへの観光客をターゲットにしたホテルの開発及び建設プロジェクトにおいてランドローン及びコンストラクションローンを提供した米国の投資銀行を代理しました。

東京の大規模商業ビルの信託受益権を保有するケイマン法人日本支店に対しノンリコースローンを提供した日本の銀行を代理しました。

特定社債及びノンリコースローンのポートフォリオを裏付資産とする商業不動産担保証券 (CMBS) のアレジメントを行った多数の外国投資銀行に対し、アドバイスを提供しました。

日本の特定目的会社を投資用ビークルとし、外国保険会社からノンリコースローンによる資金提供を受けて、10棟の居住用物件を取得した米国の不動産投資ファンドを代理しました。

資格・登録

- 日本, 2004年

著書・論文

「建設及び土木法規に関する国際比較法ガイド」, Global Legal Group 2018年6月号

「再生手続開始後の再生債務者が民法177条の第三者に該当するとされた事例」, ビジネス法務2009年5月号

「債権譲渡人について支払停止または破産の申立てがあったことを停止条件とする債権譲渡契約に係る債権譲渡について否認権行使を認めた判決」, 民事研修 629号、2009年9月刊、共著

所属

■ 日本弁護士連合会

■ 東京弁護士会

講演・セミナー

「ベトナムにおける投資法制~M&A;取引を中心に~」(日刊工業新聞社主催), 2014年4月

「ベトナムにおける不動産投資」(アンダーソン・毛利・友常法律事務所主催), 2014年6月

「ベトナムの投資企業法制~2014年改正法を中心として~」(アンダーソン・毛利・友常法律事務所及びLeadco法律事務所共催), 2015年6月

学歴

南カリフォルニア大学 LL.M. (2013)

東京大学法学部卒 (2000)

言語

英語

日本語